

第6節 Bromley By Bow Centre

1. Blomely By Bow (ブロムリー・バイ・ボウ地区) の歴史

ブロムリー・バイ・ボウ・センター (Blomley By Bow Centre) があるタワー・ハムレッツ自治区 (London Borough of Tower Hamlets) は、ロンドンの東部に位置する人口約 196,000 人のまちです。なお、本章第4節で紹介した設立途上のソーシャルファーム Newco があるニューアム自治区は、タワー・ハムレッツ自治区の西側に隣接しています。ニューアム自治区と同様に造船業や製造業が栄えていましたが、第2次世界大戦以後まちは荒廃し、これらの産業も衰退してしまいました。

ブロムリー・バイ・ボウ地区は、タワー・ハムレッツ自治区の西部にある地域で、約 50 種類の言語が話されるような多くの民族が住む地域です。失業率も高く、地域住民の健康状態の悪化や住環境の悪さに苦しむ、イギリスの中で最も貧しい地域のひとつでもあります。

2. ブロムリー・バイ・ボウ・センターとは

1980 年代、ブロムリー・バイ・ボウ地区にあるプロテスタント系のユナイテッドリフォーム教会 (United Reform Church) の牧師としてアンドリュー・モリソン氏が赴任、そのときブロムリー・バイ・ボウ地区では信者の減少や高齢化が進んでいました。それをくいとめるために、1984 年彼は教会の建物の所有権を地域に譲り、コミュニティセンターとして、ブロムリー・バイ・ボウ・センターを設立します。設立当初はひとつのホールと教会しかなかったのですが、その後、健康生活センターや障害者のデイケアセンターなど地域に必要とされる施設を増設していき、現在は健康・芸術・教育・起業・環境の 5 つをキーワードとした多様な活動を展開しています。

3. ブロムリー・バイ・ボウ・センターの組織

ブロムリー・バイ・ボウ・センターは登録チャリティであり、法人格としては有限保証会社の形態を取っています。理事は 12 名で、少なくとも 2 名以上の地域住民、自治体や Poplar HARCA (Poplar Housing and Regeneration Community Association : タワー・ハムレッツ自治区内の Poplar 地区における住宅供給と再開発地域連合)、ユナイテッドリフォーム教会の代表者、そして専門的なアドバイザーとして法律・財政・社会的起業・再開発・経営とマーケティングの 5 人の専門家から構成されます。理事会は、最低年に 6 回は開催されます。その他月 1 回各プロジェクトのスタッフの代表が集まる横断的な会議が、2 週間に 1 回は経営会議が開催されます。

ブロムリー・バイ・ボウ・センターの活動の主な運営主体はブロムリー・バイ・ボウ・センター、同センターが場所を貸与している診療所、託児所、ユナイテッドリフォーム教会となっています。それぞれの組織は独立して運営されていますが、診療所の院長はブロムリー・バイ・ボウ・センターの副代表であり、先に述べた会議にも参加するなどそれぞれが密接に協力し合っています。これら 4 つ以外にも、地域の芸術家やボランテ

エアなどさまざまな地域の人が開わっていて、ブロムリー・パイ・ボウ地区の 25%の世帯が定期的にブロムリー・パイ・ボウ・センターの活動に参加しています。

4. 従業員について

ブロムリー・パイ・ボウ・センターで働く 106 人のうち、フルタイムが 60 人、パートタイムが 46 人となっています。主に地域住民を雇用しており、ブロムリー・パイ・ボウ地区かその周辺に住んでいる者の割合が 86%にのぼります。マネージャークラスの従業員もすべて地域住民であり、ブロムリー・パイ・ボウ・センターで経験をつんできた人たちばかりです。それ以外にボランティアがおり、その数は 50 人を下回ったことはありません。また、国から 1 名、銀行から 1 名出向しています。その給与は国からの出向者は全額、銀行からの出向者は 80%が出向元から支給されています。

5. 財政状況について

2002 年の収入 1,971,000 ポンド（日本円で約 3 億 7449 万円）のうち、補助金や寄付が 73%、商業活動による事業収入が 7%、契約による収入が 20%となっています。2002 年年次報告書には資金援助者として 48 もの団体が挙げられており、その中に EU の基金や宝くじの収益金の一部を基金にしたロックリーファンド、イギリス政府の地域開発基金 Single Regeneration Budget などがあります。支出 1,816,000 ポンド（日本円で約 3 億 4504 万円）の内訳は、健康分野に 34%、環境分野に 8%、起業分野に 21%、教育分野に 10%、募金や資金調達にかかる経費が 10%、管理費 6%、その他が 11%となっています。

6. ブロムリー・パイ・ボウ・センターの活動内容

ブロムリー・パイ・ボウ・センターでは毎週 100 ものさまざまな活動が行われていますが、その中でも代表的なものを紹介していきます。

(1) 教会

現在は神聖な部分を残し、保育所やおもちゃの図書館、ギャラリーとしてスペースが開放され、様々な季節のイベントも開かれています。わたしたちが訪問したときは祭壇の部分がぐるりと丸く仕切られ、その外側のスペースを保育所として使用していました。仕切りは自由に取り外しできるため、教会のスペースは柔軟に使用することができます。



教会内部

(2) 保育所

Bow Child Care にブロムリー・パイ・ボウ・センターが教会のスペースを貸して保

育所は運営されています。保育所を始めた当初は地域の母親のボランティアが参加していましたが、今は 10 人の資格をもった保育士が雇われています。24 人の定員のうち 18 人が幼児、6 人が新生児となっています。利用料は、利用者の半数からは通常の料金を支払ってもらっていますが、残りの半分は減免したり無料にしています。両親を交えた年 2 回の会議を開き、彼らの意見も取り入れられるようにしています。この保育所は大変成功しており、他 5 箇所でも運営されています。

(3) 公園の管理

教会に隣接した公園はアンドリュー・モリソン氏が来るまでは麻薬の取引やスリが多発するような荒れ果てた場所でした。しかし、ブロムリー・バイ・ボウ・センター設立後、地域で孤立している片親家庭や障害者が共に公園を整備していくガーデニング・プロジェクトがまず立ち上げられ、それは後に地域で疎外されている人々が自信を取り戻し、いずれ進学や就労などの自立につなげていくためのコミュニティ・ケア・プロジェクトに発展しました。

なお、このコミュニティ・ケア・プロジェクトから後に述べるヘルスセンター等のアイデアが生まれます。その実績がみとめられ、現在、公園はタワー・ハムレッツ自治区から 30 年のリースを受け、またその管理費がブロムリー・バイ・ボウ・センターに支払われています。



ブロムリー・バイ・ボウ・センターが管理している公園

※コミュニティ・ケア・プロジェクトについて

コミュニティ・ケア・プロジェクトにボランティアとして参加していた女性がいました。彼女は自ら癌を患ってしまったのに加え、2人の子どもがいる母子家庭で、障害者の母と弟、アルコール依存症の父の世話もしなくてはならない大変な状況でした。しかし公的支援をうまく受けることができず、彼女は亡くなってしまいます。身の回りの世話をするなど彼女を支えていたプロジェクトのメンバーは、医療と精神的サポート両方が受けられるプロムリー・バイ・ボウ健康生活センターを設立しました。また、病人だけでなく、社会的に孤立した人たちが集まり、高齢者や子ども、知的障害者などがほっとできる居場所づくりを目指し、知的障害者のデイケアセンターもつくられました。デイケアサービスでは、地域の芸術家が知的障害者にモザイクやステンドグラスなどを教えています。その際、ボランティアが一人ずつついていきます。教会の外壁にも彼らが作ったプロムリー・バイ・ボウ・センター訪問者の肖像のモザイクが飾られており、その中にはダイアナ元皇太子妃のものもあります。



デイケアサービスの様子

(4) プロムリー・バイ・ボウ健康生活センター

診療所と初期医療トラスト (Primary Care Trust) の2つの組織にプロムリー・バイ・ボウ・センター内の場所を貸して運営されています。密集した住環境のため、結核など様々な病気を患う地域住民が多く、治療が受けられる事を目的に、また、医療だけではなく精神的サポートが受けられるところとして設立されました。

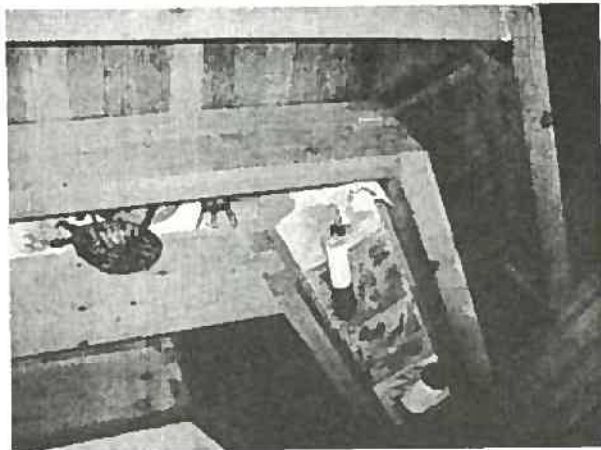
設立資金は500,000ポンド(日本円で約9500万円)が政府からの交付金、700,000ポンド(日本円で約1億3300万円)を一般の銀行から30年ローンで借りています。診療所や初期医療トラストからの賃借料が、ローンの返済や公園管理のスタッフの給与に充てられています。

(5) 芸術家の地域貢献

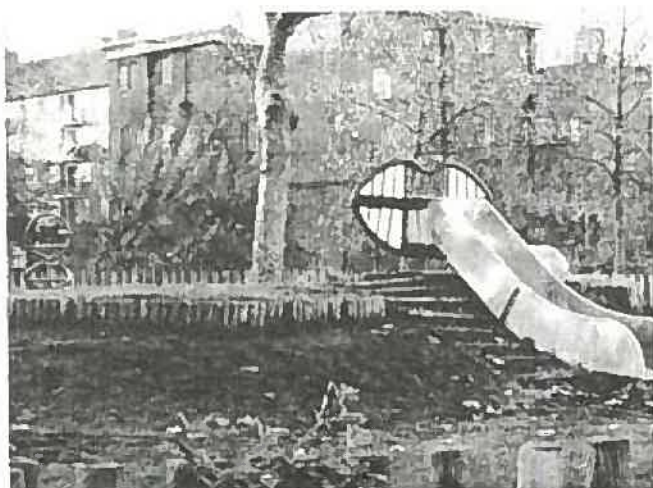
これまで述べてきたところはもちろん、プロムリー・バイ・ボウ・センターの施設のいたるところに地域の芸術家自身が作ったものや芸術家に教えてもらって地域住民が作ったオブジェがありました。これは、芸術家がプロムリー・バイ・ボウ・センターからアトリエを借りる代わりに、地域貢献をしているためです。



赤ちゃん教室に通っている新生児の肖像画。ただでもらえるためこの肖像画欲しさに通う親もいる。



健康生活センターでは芸術家と患者が作品を作りながら自分の病気を学んでいくプロジェクトを展開。このときは喘息がテーマ。上の写真は喘息に悪いもの（タバコやダニ）のオブジェ。



公園にあるオブジェ。地域の子どもたちが芸術家に教えられながら作ったもの。右にあるのは口と舌をかたどった滑り台。左中央には遺伝子をかたどったオブジェが。



健康生活センターの天井からぶら下がっている肺のオブジェ。三色に塗り分けられていて、子どもが使う薬の色と一致させており、たとえば赤い薬を服用する場合は赤くぬられた部分で薬の効果があることを示す。

(6) 地域における起業活動

ブロムリー・バイ・ボウ・センターでは、地域住民に地域に必要なものを提案してもらい、それをブロムリー・バイ・ボウ・センターのプロジェクトとして実施するにあたり、資金提供やブロムリー・バイ・ボウ・センター内のスペースを貸すなどの支援をしています。現在、以下の8つのプロジェクトがあります。



廃材をリサイクルして家具を作る様子

① 廃材をリサイクルする家具づくり

② 地域の若者が行っているデザイン事業 (Young People Public Art)

ブロムリー・バイ・ボウ・センターの公園のデザインから始まり、最近では学校や商店街の壁もデザインしています。

③ Idea Exchange

ブロムリー・バイ・ボウ・センターは各方面から視察の要望があり、取材料をとってそれに応じています。

④ ファーマーズ・マーケット

地域の農家が栄養価の高い安全な野菜などを適正な価格で販売しています。

⑤ 造園業 (Green Dreams)

公営住宅の庭の管理委託を受けており、今年は収益を上げているそうです。

⑥ 美容院

地方自治体から場所は借りており、3年間は安価な賃借料に設定されています。

⑦ グラフィックデザイン



カフェ PIE IN THE SKY CAFE 全景

ブロムリー・バイ・ボウ地区に住む14歳のイスラム教徒の少年が運営しています

⑧ カフェ

ブロムリー・バイ・ボウ・センターに2002年に新設された建物の一面にあるカフェは地域のための喫茶店・レストランとして経営すると同時に、ケーキリングも行っています。また、調理師になりたい人の職業訓練の場としても使われています。

この他に、現在9つ目として地域に映画館を設立することを検討しており、失業中の1人の地域住民が、つてを頼って設備を集めているそうです。

これらのプロジェクトの資金はEUや政府、自治体から調達していましたが、しかし、最近はこのような補助金が支給されるのが難しくなってきたので、ビジネスとして収益をあげることを目標にしています。そのための経営上のアドバイスはブロムリー・バイ・ボウ・センターに銀行から出向してきている職員が行っています。しかし現在は収益ゼロか赤字の状態です。

7. 行政との関係

行政との関係はかなり密接といえます。先述したようにタワー・ハムレッツ自治区から公園を借りて管理委託事業を受けているほか、Poplar HARCA (Poplar Housing and Regeneration Community Association : Poplar 地区における住宅供給と再開発地域連合) や Leaside Regeneration (地域開発に行政や民間セクター、ボランティア組織を参画させる組織。タワー・ハムレッツ自治区によって設立された) と協働して地域の再開発に携わっています。

8. 他の団体との関係

ブロムリー・バイ・ボウ・センターの創設者であるアンドリュー・モリソン氏他2名がたち上げた組織 CAN (Community Action Network : イギリスの社会的起業家のネットワーク組織) とは、社会的起業のノウハウやアイデアを分かち合うことで、より良い活動の展開を目指しています。

その他民間の会社や基金からも助成金を受けていますが、それ以外にブロムリー・バイ・ボウ・センターへの社員の派遣や、その組織の開講する講座の無料受講、割引料金でのサービス提供など様々な形で支援を受けています。

9. まとめ

ブロムリー・バイ・ボウ・センターを訪問して驚かされたことはその横断的な活動です。芸術、環境、教育、健康、起業という5つの要素や人材が、地域活性化という共通目的で結びついています。顔の見える関係の中、地域住民がつながっていき、様々なアイデアが生まれています。そしてそれらのアイデアを実現するためにブロムリー・バイ・ボウ・センターが地方自治体や政府、民間企業等の外部の資源を活用し、さらに大きな地域活性化のネットワークを形成しているようです。

民間企業からの寄付や人材の派遣は、企業の社会貢献の意欲の高さと同時に、ブロムリー・バイ・ボウ・センターが登録チャリティであるため寄付や派遣している人材の給与が損金算入できるということも後押ししているのではないかと思います。

第7節 Community Business Scotland Network

1. スコットランドの歴史について

スコットランドの社会的企業は、前節まで述べてきたイングランドの社会的企業とは制度的に少し違っています。イギリスは4つの国で構成された連合王国であり、スコットランドは1707年まで、独自の議会を持っていました。しかしその後、1997年にブレア労働党政権が誕生するまで、イギリスの省庁であるスコットランド省（Scottish Office）と同省の国务大臣であるスコットランド担当大臣（Secretary of State for Scotland）が行政的な問題、法律的な問題を扱ってきました。しかし、先ほど述べたブレア労働党政権により、1998年にはスコットランド法が成立し、それを受けて1999年7月にスコットランド議会（Scottish Parliament）とスコットランド自治政府（Scottish Executive）が発足しました。

2. スコットランドの登録チャリティについて

イングランドとスコットランドでは、登録チャリティの認定の仕方が違います。イングランドでは、チャリティ委員会が認定した団体を登録するという制度でした。しかし、スコットランドでは、内国歳入庁（The Inland Revenue）が1988年の所得税・法人税法第505条に基づき免税措置を認めた団体を登録チャリティと呼ぶようになっています。一般的にはイングランドよりもスコットランドの方が登録チャリティの資格が取り易いと言われています。従って、その結果、スコットランドでは、登録チャリティの団体が、子会社を持つことにより事実上商業活動を行っているため、本章第2節でのべたCICsへ法人格を変える団体はあまりいないのではないかとされています。

3. Social Enterprise と Community Enterprise、Community Business の関係

DTIは社会的企業を「社会的企業とは、株主や所有者のために利潤を最大化するというニーズに動機づけられるよりむしろ、社会的目的を優先し、その剰余は主としてその企業やコミュニティの目的のために再投資される企業」と定義づけしていると本章第1節で述べました。しかし、スコットランドでは、社会的企業というよりもむしろ、コミュニティエンタープライズ（Community Enterprise）と言ったり、コミュニティビジネス（Community Business）と言ったりすることが多いようです。コミュニティエンタープライズもコミュニティビジネスも共に、コミュニティとつくことからわかるように、Community Business Scotland Network（以下CBS Network）では、社会的企業の地域版をコミュニティエンタープライズないしはコミュニティビジネスと呼んでいるようです。コミュニティエンタープライズとコミュニティビジネスは、実際には同意語のように使われておりますが、コミュニティエンタープライズは1980年代以前まで、the Social Temporary Employment Program（STEP：社会的時限的雇用プログラム）で使用されていた言葉で、現在は、同じものをコミュニティビジネスと呼んでいるよう

です。

CBS Network で言っているコミュニティビジネスないしコミュニティエンタープライズは、地域経済の悪化にともなう雇用創出とサービスの提供が目的です。日本で言うコミュニティビジネスは、その主たる目的が雇用創出でない団体もありますので、本報告書で言っているコミュニティビジネスとスコットランドのコミュニティビジネスとは、定義づけが若干異なっています。従って、本節で言うコミュニティビジネスはすべてコミュニティエンタープライズと同義であるとして話を進めたいと思います。

4. スコットランドのコミュニティエンタープライズの歴史

はじめは1970年代に遡ります。スコットランドの西海岸の地域は、過疎化などの理由で経済状態が悪化してしまいました。そこで政府は、アイルランドの西海岸でも同じように経済が悪化したのを立て直す方法として、地域の人々によりビジネスが行われるコミュニティ協同組合（community cooperative）が仕事やサービスを提供することにより経済を活性化させていることを手本として、コミュニティ協同組合と同じような団体（その当時は、養殖、農耕具の貸し出しなどを行っていた）を増やすため、その支援団体として the Highlands and Islands Enterprise（HIE）を設立しました。出資は全額政府からのものでしたが、運営は行政から完全に独立して行い、活動資金はEUの基金や地域の人たちからの出資を活用していました。HIE が団体へ提供するサービスは、ビジネス支援とそれに伴うアドバイスでした。

1980年代に入り、エジンバラ、グラスゴーの中央ベルトと呼ばれる場所は経済的に発展していったのですが、貧しい地域は多くあり、また、それらの地域の中には失業率40%を超えるような地域も出てきてしまったため、アイルランドのコミュニティ協同組合と同じようなものとして、コミュニティエンタープライズがグラスゴーで設立されるようになりました。モデルとなったのがコミュニティ協同組合であったこともあり、コミュニティエンタープライズは地域の人たちによって担われることが決められ、理事会も地域の人たちによって構成され、利益はすべて地域に還元され、仕事とサービスが地域に提供されるというビジネス手法でした。グラスゴー周辺にはHIEがなかったので、HIEに代わる支援組織として Community Enterprise in Strathclyde（CEiS）の前身となる組織が設立され、活動資金の提供とその他の支援が行われました。1980年代には、コミュニティエンタープライズがかなり発展していったので、それに伴い各地に支援組織も設立されていきました。それらの支援組織は、アーバンプログラム（Urban Program）という政府からの資金を活用して設立され、コミュニティサポートユニット（Community Support Unit）と呼ばれており、スコットランド内に7つ設立されました。一方、イングランドでは、アーバンプログラムの支援対象として、コミュニティエンタープライズが認められず、営利企業のみが対象となったために、スコットランドのようなサポートユニットは作られませんでした。

しかし、1990年代初頭には、コミュニティサポートユニットに監査体制がなかったために、コミュニティエンタープライズは自分たちの活動の見直しをしておらず、コミュニティエンタープライズの社会的効果についての評価がなされませんでした。その結

果、コミュニティエンタープライズの地域社会に対する社会的な効果が不明確となり、コミュニティエンタープライズに対する不信感が生まれました。また、地方政府の機構改革や、アーバンプログラムの廃止などの理由により、地方自治体が直接コミュニティエンタープライズに対する支援を行うという事で、次々とコミュニティサポートユニットが閉鎖されていきました。現在では、7つあったコミュニティサポートユニットのうち、CEiSとCEL International Ltdの2つを残すのみになっています。

コミュニティエンタープライズの現状については、どのぐらいの数が存在しているのかの統計はありません。実際に活動している人たちが、コミュニティエンタープライズと定義づけをせず、自分たちがコミュニティエンタープライズであるとは思わずに、登録チャリティであると考えているかもしれません。また、コミュニティエンタープライズの社会的な効果がどのようなものであるのかもわかっていません。それを計るものとして社会的監査が重要であると考えられています。

5. コミュニティエンタープライズに対する支援機関について

支援機関の種類は3種類に分類することができます。

- ①コミュニティエンタープライズに対して、一般企業と同様のサポートを行う機関
通常のビジネスと同様にビジネスプランなどに対する支援を行う組織です。
- ②中間支援組織のようなコミュニティエンタープライズを専門にサポートする機関
全国レベルでコミュニティエンタープライズに対する支援を専門に行う組織です。
CBS Networkや本章第3節で触れたソーシャルファームズUKはこれに該当します。
- ③地域においてコミュニティエンタープライズを専門に支援する機関
②のように、全国レベルで支援を行う中間支援組織では、地域に密着した活動を行っている人とのギャップがどうしても出てきてしまうので、各地域の中で支援を行う組織が必要となります。スコットランドにコミュニティサポートユニットとして作られたCELやCEiSなどがこれにあたります。

6. コミュニティエンタープライズに対するサポートの種類について

コミュニティエンタープライズに対するサポートは、大きく分けて3種類に分類することができます。1つ目は、政府、行政からの支援です。DTIの社会的企業ユニットの行っている支援や、労働党が行う支援、今度新たに立法されるCICsなどの法的な支援、スコットランド自治政府が行う支援などがこれにあたります。

2つ目は、コミュニティエンタープライズが発展していく段階で必要になってくるアドバイスなどです。これについては、さらに、コミュニティエンタープライズを設立する前に必要になる支援とコミュニティエンタープライズを設立した後に必要となる支援の2種類に分類することができます。

設立前に必要となる支援としては、ミーティングを行う技術とプランを立てるための技術のトレーニングがあります。1人でコミュニティエンタープライズを始めるのであれば、目標などの設定は明確であり、設立前には話し合いを行う際に必要な技術は必要ないかもしれません。しかし、地域の人々によって設立する場合には、複数の人々との

協力が必要であり、多くの人の意見をまとめてコミュニティエンタープライズを設立する際の目標などを決めるためには、何度も話し合いを行い全員の総意による目標設定が必要になります。従って、設立前の段階で、ミーティングを行う技術やプランを立てるための技術が必要になります。

次に、コミュニティエンタープライズの設立後に必要になる支援としては、ビジネスへのアドバイスや同業者とのネットワークの構築、傘下企業との連絡調整方法や危機対応などが挙げられます。この中でも重要なのは、ビジネスへのアドバイスや同業者とのネットワークの構築であると思われます。ビジネスへのアドバイスが重要なのは、そもそもビジネスが成立しなくては、コミュニティエンタープライズとして継続して事業を続けることは不可能であるからです。また、同業者とのネットワークの構築については、同業者同士で、トラブルに対する対応方法や、利益と社会的目標とのバランスのとり方、人事や雇用関係の法律に関するノウハウのやり取りをする上で、重要になってきます。

これら、アドバイスについては、1人の人にアドバイスをしてもらう方法と、複数の人にアドバイスをもらう方法とがあります。また、最近では、同じ業種の人が集まって教えあっている相互サポートが多くなってきているようです。

最後に活動資金については、イギリスには、コミュニティエンタープライズにとって多くの資金調達方法があるようです。ただし、資金調達方法があるからといって、資金が調達しやすいかと言えば、それは別のようです。

資金調達方法の1つ目は補助金です。補助金は地方自治体からのものが多いようです。ただし、地方自治体からの補助金は、ボランティア組織に対するものが多く、コミュニティエンタープライズは受けるのが難しいようです。

2つ目は銀行からの借入れです。これは、一般企業と同様の条件が必要となるため、かなり説得力のあるビジネスプランが必要になるようです。また、銀行はコミュニティエンタープライズの多くがとっている法人形態である有限保証会社などの組織の形態になじみがないため、融資を敬遠しがちだとのこと。

3つ目は、チャリティ支援用の銀行です。チャリティバンクやトライオーダーズ (TROS) などがそれにあたります。

4つ目は、投資会社からの投資です。そして、最後は、その他の基金などです。これには、民間の基金もありますし、EUの基金からのものもあります。

7. 社会的監査 (Social Audit) について

CBS Network では、1990年代初頭のコミュニティエンタープライズに対する不信感によりその発展が阻害されたことを考えて、社会的監査の普及に力を入れています。CBS Network のホームページには社会的監査ネットワーク (Social Audit Network) のページも開設されており、CBS Network の理事のアラン・ケイ氏も社会的監査人として、社会的監査ネットワークに登録されています。また、社会的・倫理的目標の達成度を図る手段として、社会的企業だけでなく民間企業でも社会的監査を行っているところもあります。

社会的企業が社会的監査をする理由としては、①自分の社会的企業としての達成度を

知り、利害関係者や外部の意見を聞くことで将来の活動に役立てること②外部に対してその社会貢献度を示し、支援を取りつけること、の2つが挙げられます。社会的監査は自己点検や評価というよりも、社会的企業がその社会的目的を認識するためのものと言えます。

(1) 社会的監査の原則

社会的監査には次の6つの原則があります。

①多様な観点

社会的企業に関係のあるさまざまな人の意見を反映していること。

②包括性

社会的企業の活動すべてを網羅していること。

③他との比較

その達成度をかかった時間や同業種の組織と比較できなければならないこと。

④定期的

社会監査は一回行えばよいのではなく、毎年行われること。

⑤確認

社会的監査は、その組織とは独立した人によってチェックされていること。

⑥情報公開

社会的監査の結果がひろく情報公開されていること。

(2) 社会的監査の進め方

社会的目標に対する取組を説明するには、まず、社会的企業が何をしているかについての情報や意見を集める必要があります。これを「社会的帳簿をつける (social book-keeping)」といいます。その情報をもとに、年度末に社会的企業が自己評価することは社会的会計 (social accounting) と呼ばれ、さらに社会的会計を外部の第三者がチェックまでしてはじめて社会的監査が行われたこととなります。

社会的監査は具体的には次の5つの段階を経て進められます。

①社会的会計と社会的監査の導入

社会的監査についての情報を集め、なぜ社会的監査をしなくてはならないかの理由を明確にし、どのように社会的監査を進めるかを考えます。

②基礎固め

社会的企業の社会的目的を明確にし、その社会的目的やそのために行ってきた事業をリスト化します。また、従業員や理事、地域や他の組織、資金援助者など、社会的企業に影響を与えたりまたは与えられる利害関係者すべてについて整理します。

③社会的帳簿をつける

②でリスト化した社会的企業の社会的目的やそれを達成するための事業の達成度を証明する指標を用意し、それが本当に達成度を証明できる指標なのか、また実際に集められる指標なのか確認します。実際どのように社会的帳簿をつけるか、また、インタビューやアンケートなど、利害関係者の意見を反映させる方法も考えておきます。その後、社会的会計の計画やタイムテーブルを作成し、実行します。

④社会的会計を行う

年度末に社会的帳簿につけてある定量的・定性的情報を集計し、社会的会計の準備をします。重要な問題点を明確化し、目的と活動を見直し、利害関係者と共に議論し、社会的監査のプロセスを見直します。

⑤社会的監査

社会的企業は、社会的監査をする外部の人が、社会的会計に使われている情報すべてをチェックしたり、サンプリングした利害関係者をインタビューできるようにしなくてはなりません。監査人は社会的会計をチェックし、社会的監査のプロセスに対する提言をします。社会的監査人のアドバイスをもとに、社会的監査の年次報告書を作成し、回覧するなど情報公開します。

8. CBS Network について

CBS Network は、スコットランドに多くあったコミュニティエンタープライズの政府に対する声として、1981年に設立されました。設立当初は、コミュニティエンタープライズや個人、10以上の地方自治体の参加を得ながら、政府に働きかける大きな組織として存在していました。しかし、1996年まであったスコットランド省からの補助金が無くなってからは、規模を縮小しており、現在では、コミュニティエンタープライズに対するトレーニングや資金提供を行うのではなく、調査会社としての色彩が強くなってきています。

設立当初の主な仕事は、情報提供とマネジメント、資金提供、トレーニングでした。1990年から2000年にかけては、コミュニティエンタープライズに対して資金を提供することを目的とした投資会社を子会社として設立しました。同社は1株200ポンドの株式を発行する一般企業であり、50万ポンド（日本円で約9,500万円）の資金を集め、活動していました。現在で言うチャリティバンクのような存在であり、設立当初はそのような投資会社は無かったので必要でした。

しかし、補助金の削減に伴い現在では規模を縮小して、主に社会的監査（コミュニティエンタープライズに対して社会的会計監査のマニュアルの作成と社会的監査の方法の指導を行う。）、調査（ヨーロッパ関係の仕事が多く、その資金はEUから出ている。）、他団体の社会的監査の実行（別の子会社で行っている。）を活動内容としています。

(1) 運営費について

設立の際、コミュニティエンタープライズの会員からは年間100ポンド、個人の会員からは年間20ポンドの会費が集められ、設立資金に当てられました。1996年までは、スコットランド省からの補助金があったので、運営費に充てていましたが、補助金が無くなってからは、規模を縮小しています。

(2) 場所について

設立当初はウエストコーダーにありましたが、1999年にスコットランド議会が発足したのにあわせて、政府の近くにあるほうが活



CBS Network の入っている建物
<http://www.fit.ac.jp/~kanagawa/CBSN.HTM>より

動がしやすいであろうということで、場所を替えて現在のエジンバラ市に移りました。現在の建物は、Children in Scotland という団体の所有で、その建物の中の1部屋を借りています。会議室やコピー機を借りたり出来るので、使い勝手は良いようです。

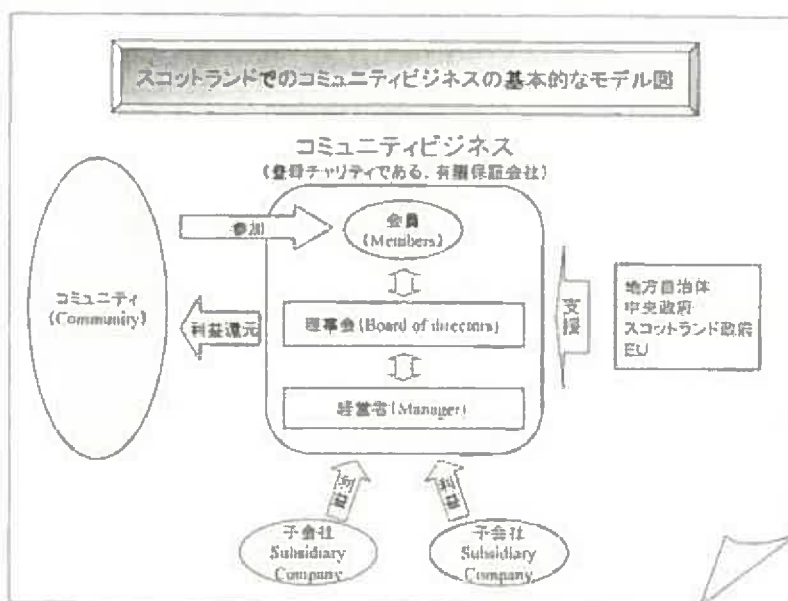
(3) メンバーについて

常勤で働いている人は2人のみです。1人がCBS Networkの経営に関する部分を受け持ち、給料を全額CBS Networkから貰っています。もう一人は、給料を宝くじ基金でまかなわれており、メンバーに対するサポートや社会的監査を担当しています。そのほかに、Directorという人たちがいます。CBS Networkでの仕事の多くが、プロジェクトを作って行っていくために、そのプロジェクトの担当者という感じのようです。そのプロジェクトは、

Director だけで行うこともありますし、外部の団体と一緒に行うこともあるそうです。

(4) 組織について

CBS Networkは、スコットランドでは一般的なコミュニティエンタープライズの組織形態をしています。CBS Network自体は有限保証会社であり、内国歳入庁



細内信孝著「コミュニティ・ビジネス」を参考にして作成

に認められた登録チャリティでもあります。そして、子会社として、CBS Network Services Limitedがあります。

9. まとめ

スコットランドにおけるコミュニティエンタープライズの現状は、前節まで述べてきたイングランドの社会的企業とはかなり状況が違っていました。経緯を見てもわかる通り、スコットランドのコミュニティエンタープライズは、失業対策と雇用対策の一環として発展してきています。貧困地域でコミュニティエンタープライズを設立し、仕事の提供とサービスの提供が大きな目的となっているため、地域内でのコミュニティのつながりが強くないとコミュニティエンタープライズは成功しにくいということでした。

そして、1990年代初頭に、コミュニティエンタープライズに対する不信感によりコミュニティビジネスサポートユニットが閉鎖されたこともあり、これからはコミュニティエンタープライズの社会的な効果を計る社会的監査が重要になってくるであろうとも言われており、実際に、CBS Networkでは、社会的監査を主な仕事のひとつと位置づけ、活動しています。

第3章 提言

第1章ではコミュニティビジネスの概念整理をすると共に、他都市や川崎市の現状を概観し、第2章ではコミュニティビジネス発祥の地とよく言われるイギリスの先進事例を紹介してきました。イギリスは中世からボランティアの歴史があり、社会的企業に対する取組も国家レベルで行われるなど日本とは状況が異なるため、すべてを日本国内の事例に当てはめることはできません。しかし、社会的企業に限っていえばイギリスでも比較的新しい概念で日本と同じ問題点を持っており、その対応策の中には地方自治体レベルにも適用可能なものもあると思われます。この章では川崎市の現状やイギリスの事例を踏まえて、いくつか政策提言を行います。

1. 人材育成

どんな活動でも、その活動に継続性を持たせるにはスタッフの人材育成は重要です。特に、コミュニティビジネスは新しい概念であるため、そのノウハウはまだ一般的とはいえません。イギリスでもそれは同様で、人材育成のための様々な政策が提案・実行されています。日本の市民活動においても人材不足はしばしば問題とされ、コミュニティビジネスも同じ問題を抱えているといえます。そのため、次のことを提案します。

(1) ITや経理、法務などの実務知識に関する講座や相談窓口の設置

例えば、事業を展開していくにあたり信用性を備えるため法人格が必要と考えたとき、どの法人格がいいのか、その取得にはどのような手続きがあるのかなどの知識が必要となります。イギリスのソーシャルファームズUKでもこのような分野に関するセミナーを開催しています。

コミュニティビジネス事業者が活動を維持するのに必要なITや経理、法務などの実務的な分野の知識を身につけるための手助けをし、実際にその知識を使って活動していく上で生じる疑問点などの相談にのります。

(2) 経営相談

コミュニティビジネスは経営感覚を持って事業展開しますが、コミュニティビジネスに携わる人材にはこの経営感覚が不足していることが多いようです。コミュニティビジネスはビジネスとして出発するよりも市民活動から発展していくケースが少ないためと思われます。イギリスでも経営に関わる支援をひとつの柱と考えており、政府が社会的企業も中小企業支援策の対象とすることを定めています。ソーシャルファームズUKでも経営支援に力を入れていますし、プロムリー・パイ・ボウ・センターでも銀行から派遣された職員が地域の起業活動にアドバイスをしています。

しかし、コミュニティビジネスへの経営支援においては、コミュニティビジネスでは地域の問題解決が第一であり、事業性はそれを維持するための手段であるということに留意する必要があります。また、すぐに採算が取れることは少ないと思われるので、長期的・継続的に支援していく必要があるでしょう。

(3) コミュニティビジネス事業者間のネットワークの形成

コミュニティビジネス事業者同士は共通する運営上の問題を持つことが多く、ひとつのコミュニティビジネスの解決策や事例は他のコミュニティビジネスにとっても有効です。既に実績のあるコミュニティビジネスやかつて同じ問題を抱えて解決しているコミュニティビジネスにアドバイスを仰ぐことができたり、協働することで事業拡大も可能となります。ソーシャルファームズUKでもソーシャルファーム同士で自分の活動を報告し合う機会を設けていますし、CBS Networkのアラン氏もコミュニティビジネスにおけるメンター（助言者）の必要性を述べています。

具体的には、コミュニティビジネス事業者同士の定期的な交流会や報告会の開催、市内にあるコミュニティビジネス事業者の情報を整理・提供していくことが挙げられます。

以上の機能については、既に存在する制度や今後検討される制度をコミュニティビジネスにも活用することで対応可能なものもあると思われます。

2. 場所の提供

イギリスでヒアリングを行った団体などは、比較的場所の確保に苦勞をしていなかったように思います。Newcoは地方自治体の直営事業でしたし、DB Cambridgeはノーサンプトンでの成功がありました。プロムリー・バイ・ボウ・センターは、地方自治体から公園の管理を行うと言う条件付ではありますが、土地のリースを受けています。しかし、多くのコミュニティビジネスはそのようにうまくいくとも限りません。日本では、第1章第2節でも触れたように、設立当初の場所の確保が難しく、また、ある程度規模が大きくなってきて場所を移ろうとするときにも、困難が予想されます。さらに、川崎は都心に近いと言う立地条件の良さから地価が高く、そのため家賃は比較的高いと考えられます。そこで、場所を確保しやすくするための施策を提言します。

(1) インキュベーション施設の提供

日本には多くのベンチャー企業向けのインキュベーション施設がありますが、そのコミュニティビジネス版の施設の提供です。設立当初はたとえ小さなスペースであっても事務所を確保することが必要となりますので、そのための場所を提供します。また、NPO法人に認証されるためには、認証の申請書に主たる事務所の位置がはっきり書かれていなくてはなりませんので、事務所スペース提供はそのためにも有効であると思います。

(2) 空きオフィスや空き店舗等の情報収集と情報発信

コミュニティビジネスに場所を提供するためには、ある程度、活動の内容に対して理解を示してくれる家主でないとうまくいかないと考えられます。したがって、そのような家主の存在を発掘し、コミュニティビジネスに発信していくことが有用であると思います。

(3) 家賃補助

設立当初や、事務所等の借換え時の家賃補助です。1番最初にあげたインキュベーション施設は、ハードということもあり、いきなり設置することは難しいとも考えられますので、コミュニティビジネスが設立されるときや、規模を大きくするため等の理由により借換えを行うときに、一定期間家賃補助を行うというものです。コミュニティビジ

ネスはあくまで市民主導の運営が重要になりますので、あくまでも家賃補助の期間は一定期間とします。

3. 活動資金

イギリスでのヒアリングにもありましたが、多くの団体が活動するための運営費の捻出に苦労をしています。中間支援組織ですと、収入源は会員会費と事業ごとの補助金や委託費となりますし、実施団体の場合ですと、プロムリー・バイ・ボウ・センターのように市民活動団体からコミュニティビジネスになろうとしている団体は、事業収入部分が脆弱でなかなか運営費を捻出することが大変だと思われます。日本の場合にも、第1章第2節で述べているように、資金繰りが大変な団体が数多く存在しています。そこで、活動資金の確保のための施策を提言したいと思います。

まず、活動資金の確保として、貸付制度の充実がありえます。市内でのアンケート調査においても、いくつかの融資制度がありましたが、これらの制度をコミュニティビジネスでも使えるようにすることが必要であると考えます。また、資金繰りが大変になってしまう原因として、行政からの補助金や委託費が精算払いであるという要因も考えられます。川崎市が行う補助金や委託費については、前金払いを行うことは可能だと思います。しかし、国や県からの補助金や委託費については、前金払いが可能であるかわからないため、補助金の交付決定や委託費の委託契約を担保として資金を貸し付ける、繋ぎ融資的な貸付を創設することも考えられます。現在、NPO 法人向け融資として、中央労働金庫の「ろうきん NPO 事業サポートローン」という制度があります。これは、繋ぎ融資についても貸付の対象になっており、活動資金の確保としては理想的な融資制度だと思います。したがって、市としても、コミュニティビジネスがこのような融資制度を活用できるように整備していくことが良いのではないのでしょうか。

また、活動資金を確保する別の方法として、団体に対する寄付を促進するための施策も考えられます。イギリスでは、寄付ということがごく普通に行われ、また、登録チャリティに寄付すれば、簡単に税控除することが出来ます。しかし、日本の場合には、寄付金が税控除の対象になるのは、NPO 法人の場合には、国税庁に認められたごく一部の認定 NPO 法人への寄付に限られています。平成 15 年度の税制改正により、認定の要件が緩和されたとはいえ、平成 16 年 2 月 13 日現在、認定 NPO 法人は、全国で 22 団体であり、川崎市内の認定 NPO 法人は 1 団体もありません。イギリスの登録チャリティが 2001 年末現在で 18 万 8,116 団体あることを考えると、あまりにも数が少ないと言えます。

市民から団体への直接的な寄付金の税控除が認められなくとも、条例によって基金を設立するか (cf. 地方自治法 241 条)、あるいは、公益信託を行い、特定公益信託 (所得税法施行令 217 条の 2) であることの証明を受ければ、これらに対する寄付は、寄付金控除 (所得税法 78 条) の対象となります。寄付を受けた基金や特定公益信託が団体に補助金を交付すれば、市民から団体への寄付金を税控除したのと同じ効果が得られます。ただし、これだけでは、どの団体が基金や特定公益信託からの補助を受けるのかわからないので、イギリスでのチャリティ制度や、CICs 制度のように、基金・特定公益

信託からの補助金交付先を登録制にするなど、寄付者の意向を反映させるしくみが必要となります。補助を受けるにはそれなりの審査が必要となりますが、事前登録とすることで、寄付を行う市民の「こんな団体に寄付したい」という要望が一定程度かなえられます。厳しい財政状況の折、基金や特定公益信託を今すぐ設立することは難しいと思われませんが、今後検討することは必要だと思われま

す。なお、川崎市では川崎市市民活動推進委員会の提言を受けて、平成16年度より市民活動団体への助成金制度が財団法人かわさき市民活動センターで開設されることとなっています。現在は市民活動団体への助成金制度ということで、議論がされているようですが、助成金の補助対象として、コミュニティビジネスも含まれることを検討することを期待したいと思います。

4. 情報発信とコーディネート機能

これまで提案してきた施策については、実際にコミュニティビジネス事業者やコミュニティビジネスを行いたいと考えている市民に広く知られ、活用されなければ意味がありません。そして、これらの施策をうまく組み合わせて活用することが重要です。イギリスのソーシャルファームズUKやプロムリー・バイ・ボウ・センターはまさにそのための組織であるといえます。具体的には次の2つのことを提案します。

(1) 啓発・情報発信

これまで述べてきた政策に関する情報はもちろんですが、コミュニティビジネス自体が一般的に知られているわけではないため、コミュニティビジネスの概念そのものの普及も必要と思われま

す。コミュニティビジネスを希望する、もしくはコミュニティビジネスになりえる団体は市民団体も多いことから、その情報を潜在的な層にまで届かせるには、市民活動に精通した中間支援組織も情報発信する必要があるでしょう。また、コミュニティビジネスには経営にたけた人材が必要です。ソーシャルファームズUKのヒアリングでも、自営業の経験がある人がソーシャルファームを経営すると成功しやすいと述べていました。そのような人材にもコミュニティビジネスについて知ってもらうようなアプローチも考えられます。

(2) コミュニティビジネス事業者を行政、銀行などその他様々な外部資源につなげていくコーディネート機能

情報発信は不特定多数へのものですが、ここでのコーディネート機能とは各コミュニティビジネス事業者を個別具体的に必要とする外部資源に結び付けていくことです。縦割り組織の弊害から行政のどこに相談していいかわからない、たらい回しにされるといった問題点は、コミュニティビジネスに限らず指摘されることです。また、コミュニティビジネスは実績がまだあまりないため、銀行などの外部組織がコミュニティビジネスにかかわることを敬遠することも予想されます。既存資源とコミュニティビジネスをうまく結び付けていくことで、コミュニティビジネスの発展だけでなく、行政や金融機関にコミュニティビジネスとはなにか具体的に知ってもらう効果も狙います。

将来的にはこのコーディネート機能は行政以外の民間組織が担うことが期待されま

す。縦割り組織のため柔軟な対応がしづらいこと、人事異動が多いためコミュニティビジネス支援のノウハウが蓄積しづらいことから、行政がこの役割を担おうとしても難しいからです。しかし、コミュニティビジネスに対するノウハウもまだないことから、当面は関係する機関が協力し合い成功事例を作ることで実績を出すことがまず必要と思われます。そこで次に、コミュニティビジネスのアイデアコンペを提案します。

5. アイデアコンペ

イギリスの DTI においても、社会的企業を対象とした賞を創設して、それにより社会的企業を広報するとともに、成功事例のプロファイル化を行っています。そこで、川崎市においても同じようなアイデアコンペの開催を提言します。しかし、第1章第2節でも述べたように、コミュニティビジネスが言われだしてまだ間がないこともあり、市民、職員の認知度はかなり低いものと思われます。今までに述べてきた施策を行うためには、まず、コミュニティビジネスの概念を知ってもらうことが必要であろうと考えます。まだコミュニティビジネス自体が広く世間に知られていないことを考えると、まずアイデアを募集し、優秀なアイデアについて表彰するとともに、立ち上げの段階から支援していくことが、望ましいのではないかと考えます。大々的に行うことにより、市民に対しコミュニティビジネスがどういったものであるかを宣伝することが可能です。また、ここに出てきたアイデアを立ち上げ段階から支援していくことで、コミュニティビジネスとして成功していく可能性が高くなります。その中から成功事例が出れば、イギリスの DTI で行われているように、それをプロファイル化し、コミュニティビジネスの存在を広く世間に広報することが可能になります。

6. 事後評価（社会的監査）の導入

コミュニティビジネスが地域問題の解決の効果を期待され支援を受ける以上、当然その評価はなされなくてはなりません。また、行政の支援策を受けるにあたり、その申請手続きが非常に煩雑であることがしばしば指摘されています。しかし、事前に厳しく行政が審査するよりも、実際にどのような活動がされたかの事後評価を行うことがより重要だと考えます。CBS Network ではコミュニティビジネスの効果を評価することがなかったことが原因でコミュニティビジネスに対する不信感が生まれた反省から社会的監査を提唱しています。

社会的監査では、①コミュニティビジネス事業者自らが行う、②事業者だけでなくその活動の関係者（サービスの受け手など）にヒアリングやアンケートを行う、③その結果をさらに第三者に評価してもらう、という段階を踏んでいます。つまり、行政が一方的に行うものでもなければ、単なる効果測定でもありません。コミュニティビジネスの事業はしばしば数値などでその効果を表すことが難しいからです。

実際に川崎市で行うとすれば、第三者による評価は誰が行うかが問題になります。評価者としては、中小企業診断士や民間の中間支援組織が考えられますが、コミュニティビジネスの評価手法がまだ確立されていないことから、当面は②の段階でとどめることも考えられるでしょう。そして、この結果を市民に公開することで、その個別評価は市

民に委ねます。また、コミュニティビジネス事業者自身も自らの活動を振り返り、利害関係者や第三者の意見を聞くことで、今後の活動に生かすことができます。

7. 総括

コミュニティビジネスの認知度は当市の職員の中でもあまり高くないことは先に述べた通りです。コミュニティビジネスの概念はこれまでにないもので、言葉で説明されてもなかなか理解できないと思います。しかし、コミュニティビジネスの活動分野は広く、さまざまな部署が関わって行く可能性があります。そこでこれまで述べた支援策の実践を通じて各職員の認識を深めます。

将来的には、コミュニティビジネス振興は民間主導で行い、行政は税金の適切な配分をする装置として機能するのみというのが理想でしょう。実際にコミュニティビジネスに対する融資など行う民間組織も出てきており、今後川崎市においても行政と民間との役割分担が変わっていくことも十分考えられます。よって、これまで述べてきた支援策については、状況の変化とともに、また見直していく必要があります。

これらの政策提言は、コミュニティビジネスのみならずより幅広い市民による社会貢献型事業に適用することも可能です。公共性・事業性はあるが必ずしもその活動目的が地域に限定されないもの（たとえばソーシャルファームは精神障害者の雇用が目的ですがそれは地域に限定された問題ではありません）、事業性はあまり期待できないが公共性は十分にある市民活動などとコミュニティビジネスを厳密に区別することは難しいからです。コミュニティビジネス支援を単独で考えるのではなく、市民による社会貢献型事業への支援の一環としてとらえる必要があると思います。

おわりに

「地域コミュニティの行方を探る～コミュニティビジネスによる地域自立型の経済再生にむけて～」というテーマに基づき、イギリスの先進事例を中心にコミュニティビジネスの調査・研究を行いました。本文中でも述べていることですが、コミュニティビジネスの概念はきわめて多様であり、研究の途中まではその整理ができないまま進んでいったというのが正直なところです。

しかし、イギリスや川崎市の事例に触れ、ようやく、コミュニティビジネスとは何か、ということがこの研究チームなりにつかめたと思います。それと同時に、コミュニティビジネスへの理解を阻害する要因にも気づかされました。それは、「経済は利潤追求するもの」「公的サービスは経済活動とは相容れないところが多い」という二項対立的な思い込みです。この思い込みが、「コミュニティ」と「ビジネス」のつながりに対して違和感を覚えさせるのです。コミュニティビジネスはこれまでの市場経済におけるビジネスの進め方とは、少し違います。Daily Bread Cambridgeでは「競争させることで人は能力を伸ばすとは限らない。誉めて相手の意見を受け入れることで人を活かす。」という話がありました。この精神を持ちつつ、Daily Bread Cambridgeは、年間約1億5200万円もの売上を記録しています。確かに、競争社会で発展する領域もあるでしょう。しかし、それは万能ではありません。コミュニティビジネスは、競争社会や無償のボランティア活動とはまた別の経済や市民活動、ひいては社会の多様な見方を提起していると思います。これまでの経済と市民活動の間にある領域であり、どちらかにはっきりと分けられるものでもありません。今後、川崎市でも双方のノウハウや人材が結びついていくことを望みます。ソーシャルファームズUKのサリーさんが、「ソーシャルファームが世間一般に知られ、ソーシャルファームを起業する人が増えるのが夢です。」と話していたのが印象的でした。

また、この研究を通じてヒアリングさせてもらった川崎市内の市民団体の活動からも、コミュニティビジネスに関する様々なヒントをもらえました。コミュニティビジネスはあくまで地域住民主体の活動であり、行政が主導権を握るものではありません。今回の研究を通じて、川崎市の地域を感じることができました。しかし、今回は、川崎市の現状分析にあまり時間を割くことができず、川崎市の地域力を十分に伝えられていないことを、とても残念に思います。

最後になりましたが、この研究を進めるにあたり、たくさんの方々にお世話になりました。イギリスでお世話になった方はもとより、今回の研究に際して多大なバックアップをくださった、専門調査員棚橋匡さんをはじめとする総合企画局政策部の皆様、忙しい中、快く送り出してくれた職場の皆様、そして適切なアドバイスをくれた友人や、いろいろと支えてくれた家族に心よりお礼を申し上げます。

経済局産業振興部産業振興課 嶋村 敏孝
経済局北部市場管理課 田中 知子

資料

1. アンケート調査票	59
2. アンケート結果	62
3. 政策課題特別研究Aチーム活動実績	67
4. 政策課題特別研究Aチーム海外調査日程	68
5. お世話になった方々	68
6. ヒアリング先入手資料リスト	69
7. 参考書籍一覧	71
8. 参考HP一覧	73

1. アンケート調査票

15川企政第197号
平成16年1月26日

各局（室・区）所管課長 様

総合企画局政策部主幹

政策課題特別研究活動に伴うアンケートへの協力について（依頼）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、総合企画局の事業に御協力いただきまことにありがとうございます。

さて、総合企画局では、政策形成に必要な国際感覚及び総合的な政策形成能力を身に付けることを目的として、国内先進事例や海外における視察等を行う政策課題特別研究制度を運営しており、今年度の政策課題特別研究Aチームでは、「地域コミュニティの行方を探る～コミュニティビジネスによる地域自立型の経済再生に向けて～」をテーマに調査・研究を行っているところです。

この度、庁内の関係部署へ事業についてのアンケート調査を行わせていただき、市民が行う地域性の高い事業に対する行政施策の現状について調査したいと考えております。

ついては、お忙しいところ大変恐縮ですが、趣旨を御理解いただき、別紙アンケート調査に御協力いただき、2月10日までにご回答くださいますよう、よろしく願いいたします。

※アンケート調査は、地域性のある民間事業者・市民事業者・NPO法人等への支援メニューを有している、もしくは協働事業を行っている、委託事業を行っているなどに該当する事業を所管すると考えられる事業課等に対して配布させていただきました。

（総合企画局政策部担当 中村、鴻巣 044-200-2168）

政策課題特別研究Aチームアンケートご協力のお願い

趣旨：

現在、政策課題特別研究 A チームでは、行政からの補助金などに行き届かない自立した財政運営で行われる、市民主体の事業活動(コミュニティビジネス)について研究しています。市民主体の事業活動(コミュニティビジネス)は、現在注目を浴びつつあり、国や他都県では支援策を行ってきているところです。しかし、本市ではそれに対する直接的な支援策がないため、現在川崎市が行っている民間団体等に対する支援策や、事業に対する助成等をアンケートにより幅広く調査することにより、これからの市民主体の事業活動(コミュニティビジネス)に対する支援策のあり方について、研究していきたいと考えております。

回答にあたって：

今回の調査は、広く行政の取組みを探りたいと考えておりますので、少しでも該当するような場合には、ご回答いただきますようお願いいたします。

また、このアンケートで対象となる民間団体等は、株式会社、有限会社、NPO法人、社会福祉法人などの公益法人、任意団体、個人事業者、ボランティア団体、町内会、商店街など形態は問いません。

問1. 貴課では、民間団体等や民間団体等が行う事業に対し、以下に該当するような支援制度を事業として行っていますか。あるいはこれから行う予定ですか。ある場合や検討中の場合は、該当する事業名すべてをお書きください。また、予算書など事業の概要が分かる資料の添付をおねがいします。

①場の支援

例) 空き店舗活用事業

ある ない 検討中

(事業名：)

②事業スタート時の支援メニュー

例) 個人起業家に対する設立資金援助、グループホームの設立資金援助

ある ない 検討中

(事業名：)

③経営・マネジメント相談

例) 中小企業に対する経営相談窓口

ある ない 検討中

(事業名：)

④助成・補助金

例) デイサービス事業やリサイクル事業に対する助成金
ある ない 検討中

(事業名:)

⑤物的援助・設備の貸与

例) 会議室、コピー機等の貸出
ある ない 検討中

(事業名:)

⑥セミナーや交流会、シンポジウムの開催

例) NPO 法人に対する実務研修
ある ない 検討中

(事業名:)

問2. 民間団体等が提供するサービスを市民が利用する場合、その費用を助成する事業を行っていますか。あるいはこれから行う予定ですか。ある場合や検討中の場合は、該当する事業名をすべてお書きください。また、予算書など事業の概要が分かる資料の添付をおねがいします。

例) 介護保険適用外の上乗せサービスに対する利用料補助

ある ない 検討中

(事業名:)

問3. 民間団体等へ委託している事業はありますか。あるいはこれから行う予定ですか。ある場合や検討中の場合は、該当する事業名をすべてお書きください。また、予算書など事業の概要が分かる資料の添付をおねがいします。

例) 青少年施設の運営委託

ある ない 検討中

(事業名:)

事業内容について詳しくヒアリングさせていただく場合がございますので、担当者の連絡先をご記入ください。

(担当者氏名:) 連絡先:)

どうもありがとうございました。

政策課題特別研究Aチーム研究員

嶋村 敏孝 経済局産業振興課 200-2335

田中 知子 経済局北部市場 975-2211

2. アンケート結果

(1) 川崎市役所の部署でどのような種類の事業を行っているかの集計

課名	問1						問2	問3
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		
市民局消費者行政センター	○	×	×	×	○	×	×	×
市民局地域振興課	○	検討中	×	○	×	×	×	×
経済局企画課	×	×	×	×	×	×	×	○
経済局商業観光課	○	○	○	×	×	×	×	×
経済局金融課	×	○	×	×	×	×	×	×
環境局企画指導課	×	×	×	○	×	×	×	×
環境局騒音振動課	×	×	×	×	×	×	×	×
環境局自動車対策課	×	×	×	○	×	×	×	×
環境局減量資源課	×	×	×	○	×	×	×	○
健康福祉局庶務課	×	×	×	×	×	×	×	×
健康福祉局高齢者在宅サービス課	×	×	×	○	×	○	×	○
健康福祉局介護保険課	×	×	×	○	×	×	○	○
健康福祉局健康増進課	○	×	×	○	○	○	○	○
健康福祉局保険年金課	×	×	×	×	×	×	×	×
健康福祉局児童保健福祉課	×	×	×	○	×	×	×	○
まちづくり局都市計画課	×	×	×	検討中	×	×	×	○
中原区市政推進課	×	×	×	×	○	×	×	×
高津区市政推進課	検討中	×	×	×	検討中	×	×	×
宮前区市政推進課	×	○	×	×	○	×	×	○
多摩区地域振興課	×	×	×	×	○	×	×	×
麻生区市政推進課	○	×	×	×	○	○	×	○
教育委員会生涯学習課	×	○	検討中	○	○	○	×	○
教育委員会文化財課	○	×	×	○	×	×	×	×
幸市民館	×	×	×	×	×	×	×	○
中原市民館	×	×	×	×	×	×	×	×
宮前市民館	×	×	×	×	×	×	×	×
多摩市民館	×	×	×	×	×	×	×	○
麻生市民館	×	×	×	×	×	×	×	○

(2) 支援別の川崎市役所の部署名と事業名

	課 名	事 業 名
問1 ①場所	市民局消費行政センター	消費者生活展
	市民局地域振興課	町内会・自治会会館建設資金融資事業
	健康福祉局健康増進課	地区組織活動助成事業
		運動普及推進員教育等事業
	経済局商業観光課	川崎市空き店舗総合活用事業
	高津区市政推進課	区政活動ルーム支援事業
	麻生区市政推進課	花と緑の街かど活動事業
教育委員会文化財課	川崎市民民俗芸能保存協会が開催する民俗芸能発表会への場所の提供等	
問1 ②事業支援	市民局地域振興課	市民活動育成推進事業
	経済局商業観光課	チャレンジショップ支援事業
		川崎市空き店舗総合活用事業
	経済局金融課	開業支援資金 女性起業家支援資金
	宮前区市政推進課	宮前区区づくり推進委員会による区民活動の支援
教育委員会生涯学習課	社会教育関係研究会等の施設使用料の減免	
問1 ③相談	経済局商業観光課	商業経営支援診断事業
	教育委員会生涯学習課	学習情報提供・学習相談事業
問1 ④補助金	市民局地域振興課	防犯灯電気料、補償費補助金
		財団法人川崎市市民自治財団補助金
		財団法人川崎ボランティアセンター補助金
		川崎市防犯協会連合会補助金
		市民活動育成事業
	環境局企画指導課	公害防止資金融資制度
	環境局自動車対策課	ディーゼル車対策推進事業費助成金
	環境局減量資源課	資源集回回収事業に対する奨励金及び報奨金・ リサイクル活動助成金
		橋リサイクルコミュニティセンター等運営費補助金
		健康福祉局高齢者在宅サービス課
健康福祉局介護保険課	わたしの町のすこやか活動支援事業	
健康福祉局健康増進課	訪問看護ステーション施設整備費等補助金	
	かながわ健康財団腎・アイバンク補助金	
	親子ふれあい入浴デー事業費補助金	
	神奈川県公衆衛生協会運営費補助金	
	目の愛護デー事業費補助金	
	川崎市食生活改善推進員連絡協議会補助金	
	健康・検診センター運営費補助金	
医療機関設備(X線画像診断用)整備補助金		

	課名	事業名
問1 ④補助金	健康福祉局児童保健福祉課	地域子育て自主グループ支援事業 児童ファミリーグループホーム事業
	まちづくり局都市計画課	多摩川振興市民活動助成制度
	教育委員会生涯学習課	社会教育関係団体(PTA・女性団体)活動事業補助
	教育委員会文化財課	川崎市民民俗芸能保存協会が開催する民俗芸能発表会に対する補助金
問1 ⑤貸与	麻生区区政推進課	区民活動支援ルーム事業
	市民局消費者行政センター	研究室の貸出
	健康福祉局健康増進課	地区組織活動助成事業
	宮前区区政推進課	区民活動支援
	中原区区政推進課	区民活動支援コーナー事業
	高津区区政推進課	区民活動ルーム支援事業
	多摩区地域振興課	市民活動支援事業
	教育委員会生涯学習課	視覚覚醒機材・パソコンの貸出
問1 ⑥セミナー等	健康福祉局高齢者在宅サービス課	高齢者パワーアップ推進事業
	健康福祉局健康増進課	地区組織活動助成事業 運動普及推進員教育等事業
	麻生区区政推進課	市民活動サポート事業
	教育委員会生涯学習課	識字・保育・障害者ボランティア研修 地域日本語ネットワークのつどい
問2 利用補助	健康福祉局介護保険課	ホームヘルプ利用者負担軽減事業費 生活困難者負担軽減事業費
	健康福祉局健康増進課	地区組織活動助成事業 母と子の食生活共同体験事業
問3 委託	経済局企画課	コミュニティビジネス実態調査
	環境局減量資源課	ヨネッティ王禅寺、堤根、橘リサイクルセンター等運営委託
	健康福祉局高齢者在宅サービス課	訪問理美容サービス事業
		痴呆性高齢者徘徊対策ネットワーク事業
		高齢者生活支援型食事サービス事業
		高齢者外出支援サービス事業
		福祉電話相談事業
		緊急通報システム事業
		日常生活用具給付事業
		自立・要介護者生活ヘルパー派遣事業
在宅介護支援センター運営事業		
地域ケア連絡会議運営事業		
地域ケアトータルサービス事業		
シルバーハウジング事業		

	課 名	事 業 名
問3 委託	健康福祉局高齢者在宅サービス課	福祉住宅事業
		老人クラブ連合会育成事業
		ふれあい館高齢者生活相談事業
		ふれあい館高齢者交流事業
		福祉人材バンク事業
		老人福祉センター運営事業
		高齢者向け軽作業委託事業
		老人いこいの家運営事業
		ふれあいデイサービス事業
		小学校ふれあいデイサービス事業
		巡回型デイサービス事業
		全国健康福祉祭
		介護保険施設利用型デイサービス事業
	シルバーハウジング事業	
	福祉住宅事業	
	健康福祉局介護保険課	介護保険料納入通知書の封入委託
		介護保険事業者ガイドブック作成委託
高齢者パワーリハビリテーション実施委託		
認定調査委託		
健康福祉局健康増進課	基本健康審査等事業	
	がん検診事業	
	幼児歯科保険事業	
健康福祉局児童保健福祉課	児童虐待防止センター事業	
	母子福祉センター運営事業(管理・運営委託)	
	ひとり親家庭厚生活動事業	
	ひとり親家庭等介護人派遣事業	
まちづくり局都市計画課	ニヶ領せせらぎ館管理運営等事務委託	
宮前区区政推進課	まちづくり推進事業	
麻生区区政推進課	麻生音楽祭	
	あさおランチタイムコンサート	
	(仮称)市制80周年記念事業	
	KAWASAKIしんゆり映画祭野外上映会	
	麻生まちづくり市民の会	
	国際交流事業	
	区政調査研究事業	
	区政・地域情報提供事業	
あさおセミナー開催事業		

	課 名	事 業 名
問3 委託	麻生区市政推進課	あさおスポーツフェスティバル
		あさお福祉まつり
		親子ハーモニーランドinあさお
		小中学校における薬物教育
		市民地域活動サポート事業
		体験農業
		茨城県麻生町との交流事業
		花と緑の街かど活動事業
		麻生八景ビューポイント事業
		ふるさとあさお再発見
		せせらぎカルテ作成事業
		自然エネルギー活用促進事業
		あさおガイドマップ
	区役所サービス充実改善事業	
	教育委員会生涯学習課	市民自主学習
		市民自主企画事業
		家庭教育推進事業
		ふれあい館社会教育事業
	幸市民館	市民自主学級、市民自主企画事業
	多摩市民館	市民自主学級、市民自主企画事業
麻生市民館	市民自主学級	
	市民自主企画事業	
	舞台・表現活動支援事業	
	川崎市大学公開講座	

3. 政策課題特別研究Aチーム活動実績

日程	内容
7月18日	委嘱状交付式 「市民活動と行政」職員研修所新任係長研修へ出席
7月29日	第1回研究会
8月5日	「エコロジーとエコノミーを考える」参加 主催:川崎市地域女性連絡協議会
8月11日	第2回研究会
8月19日	元住吉オズ通り商店街振興組合「街なかボランティアピース」視察
8月26日	「NPO法人コスモスの家」視察
9月12日	第3回研究会
9月24日	「第3回高齢者生活支援型ビジネスモデル創出に向けたワークショップ」参加
9月28日	「コミュニティビジネスシンポジウム「地域のため」「自分の想いを仕事にしよう!」」参加 主催:横浜市、(財)横浜産業振興公社
9月29日	第4回研究会
10月2日	商業大学講座「地域を元気にするコミュニティビジネス」出席
10月14日	㈱ニッセイ基礎研究所 社会研究部門 主任研究員 土堤内 昭雄氏 ヒアリング
10月20日	第5回研究会
10月27日	第6回研究会
10月31日	政策課題研究中間報告会
11月16日 ~11月29日	イギリス調査
12月15日	第7回研究会
12月25日	「川崎市コミュニティビジネス実態調査検討委員会」参加
1月19日	第8回研究会
1月22日	川崎市コミュニティビジネス実態調査打合せ参加
1月26日	第9回研究会
1月28日	「キンカーン・インターナショナルプレスクール」視察
2月2日	第10回研究会
2月7日	「NPO法人 フリースペースたまりば」視察
2月9日	NPO法人「ワーカーズコレクティブ グループとも」視察
2月16日	「川崎市地域女性連絡協議会」視察
2月18日	第11回研究会
3月2日	第12回研究会
3月11日	第13回研究会
3月16日	第14回研究会
3月29日	第15回研究会

4. 政策課題特別研究Aチーム海外調査日程

11月16日	出発
11月18日	Department of Trade and Industry
11月20日	Social Firms UK
11月21日	Newco Products Daily Bread Cambridge
11月22日	移動日
11月24日	Community Business Scotland Network
11月25日	移動日
11月27日	Bromley by Bow Centre
11月29日	帰国

5. お世話になった方々

揚田 徹 氏 (財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所)

桑崎 純 氏 (神奈川県ロンドン駐在員)

土提内 昭雄 氏 (株式会社ニッセイ基礎研究所社会研究部門主任研究員)

Mr. Tony Stafford (Department of Trade and Industry, Community Interest Companies Team)

Mr. Shantha Shanmugalingam (Department of Trade and Industry, Community Interest Companies Team)

Ms. Sally Reynolds (Social Firms UK)

Ms. Marion Summers (Newco Products)

Ms. Tonya Day (Daily Bread Cambridge)

Mr. Alan Kay (Community Business Scotland Network)

Mr. Paul Shaw (Bromley By Bow Centre)

6. ヒアリング先入手資料リスト

Department of Trade and Industry

- ・ Social Enterprise: a strategy for success
- ・ A progress report on Social Enterprise: a strategy for success
- ・ ENTERPRISE FOR COMMUNITIES
 - ：PROPOSALS FOR A COMMUNITY INTEREST COMPANY
- ・ ENTERPRISE FOR COMMUNITIES:PROPOSALS FOR A COMMUNITY INTEREST COMPANY
 - ： Report on the public consultation and the government's intentions

Social Firms UK

- ・ The Social Firms Directory
- ・ Social Firms UK Resource Centre
- ・ Social Firms UK Progress Report 2002
- ・ Employment, Empowerment and Enterprise
- ・ Understanding the Social Firm Model
- ・ Review of Social Firm Development in the UK 1997-2001
- ・ A GUIDE TO SOCIAL ENTERPRISE
- ・ The Financing of Social Enterprises :A Special Report by the Bank of England

Daily Bread Cambridge

- ・ Business to business learning Inside UK Enterprise:Social Enterprise 2003/04
- ・ work provision for people with mental illness
- ・ co-operatives
- ・ History of the Rochdale Cooperative
- ・ green fields market

Newco products

- Manufacturers of Quality Products

Community Business Scotland Network

- New Sector
- CBS Network Annual Report 2001/2002
- Social Economy diagram
- Social Capital
- Glossary of Social Enterprise Jargon
- GENERAL PAPER ON SOCIAL ENTERPRISE AND ITS POSSIBLE FUTURE ROLE IN WESTERN SOCIETY
for the Department of Humanities Sapporo Gakuin University Japan
- CBS NETWORK Newsletter November 2003
- Information Sheet: Social Auditing - checking you're on the right track
- Social Accounting and Audit for Community Organisation

Bromley By Bow Centre

- annual review 2001>2002
- information pack 2003

7. 参考書籍一覧

- ・片岡勝『儲けはあとからついてくる』日本経済新聞社、2002年
- ・高寄昇三『コミュニティビジネスと自治体活性化』学陽書房、2002年
- ・竹下謙・横田光雄・稲沢克祐・松井真理子『イギリスの政治行政システム——サッチャー、メジャー、ブレア政権の行財政改革』ぎょうせい、2002年
- ・中西正司・上野千鶴子『当事者主権』岩波新書、2003年
- ・細内信孝『コミュニティ・ビジネス』中央大学出版部、1999年
- ・細内信孝編著『地域を元気にするコミュニティ・ビジネス——人間性の回復と自律型の地域社会づくり』ぎょうせい、2001年
- ・本間正明・金子郁容・山内直人・大沢真知子・玄田有史『コミュニティビジネスの時代』岩波書店、2003年
- ・『地域を豊かにするコミュニティビジネスのビジネスモデルに関する調査研究』経済産業省関東経済産業局、2002年
<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/community/data/13fytyousagaiyou.pdf> (要約版)
- ・『コミュニティビジネスハンドブック——近畿の施策と事例』経済産業省近畿経済産業局、2002年
<http://www.kansai.meti.go.jp/7kikaku/npo/handbook/top.htm>
- ・『九州地域におけるコミュニティビジネス調査報告書——多参加型の地域づくりコミュニティビジネス運動の新たな展開』経済産業省九州経済産業局、2002年
http://www.kyushu.meti.go.jp/com_hiroba/CB_04_houkokusyo.htm
- ・『横浜市市民生活支援ビジネス（コミュニティビジネス）実態調査報告書』横浜市経済局、2003年
<http://www.city.yokohama.jp/me/keizai/promotion/report/030522.html>
- ・『コミュニティの自律的経営——新しい地域自治と市民起業の可能性』福岡市総務企画局職員研修所、2003年
- ・『コミュニティビジネスがもたらす元気なまちづくり——コミュニティビジネス研究会報告書』(財)東京市町村自治調査会、2003年
<http://www.tama100.or.jp/data/ch2002.pdf>
- ・『地域を支え活性化するコミュニティ・ビジネスの課題と新たな方向性』(財)神戸都市問題研究所、2002年
- ・『まちづくりNPOの資金・活動・事業——イギリス・日本の事例と提案——Part1 NPOの資金と支援の仕組み』市民活動法人 東京ランポ、2002年

- ・『まちづくり NPO の資金・活動・事業——イギリス・日本の事例と提案——
Part2 コミュニティ事業とディベロップメント・トラスト』市民活動法人 東京
ランポ、2003 年
- ・『月刊 地方自治職員研修』2002 年 8 月号
- ・『政策情報かわさき』14 号、2003 年
- ・『英国の市民社会』The British Council、2001 年
- ・『NPO/NGO と政府・企業のコラボレーション』財団法人地球産業文化研究所、
2003 年
- ・『英国におけるボランティア組織——自治体との新たな連携へ向けて』（財）自治
体国際化協会（ロンドン事務所）、2002 年
http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/228-1.pdf
- ・『コミュニティビジネスによる地域活性化方策に関する調査研究——インター
ネットを活用した活性化方策』（財）広域関東圏産業活性化センター、2003 年
http://www.giac.or.jp/kenkyu/h14_2_1.pdf
- ・『市民活動の活動資金の確保に向けて（提言）』川崎市市民活動推進委員会、2003
年

8. 参考 HP 一覧

コミュニティビジネスとは

- ・ NPOWeb 大学 シーズ=市民活動を支える制度をつくる会 HP
http://www.npoweb.jp/faq_info.php3?faq_id=5&categ_id=3
- ・ 土堤内昭雄「コミュニティビジネスがもたらすスローライフ」
『ニッセイ基礎研レポート』2003年4月号
<http://www.nli-research.co.jp/doc/li0304a.pdf>
- ・ 日経 地域情報
<http://www.nikkei.co.jp/rim/tiiki/tiikijyouhou/399comu.htm>
- ・ 関東経済産業局コミュニティビジネス・NPO活動推進室
<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/community/20020201index.html>
- ・ 山口チャレンジセンター
<http://www.lets.gr.jp/ycc/index.cfm>
- ・ 起業シティ Let's
<http://www.socio.gr.jp/city/>
- ・ 北海道コミュニティビジネス活動拠点機能調査報告書
<http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-sanji/kyodou/kyoten/>
- ・ 小関隆志「社会政策特殊研究」
<http://member.nifty.ne.jp/takashikoseki/nihon-u/>
- ・ 川崎市市民活動支援指針策定委員会「川崎市市民活動支援指針 ― 市民との協働のまちづくりのために」
<http://www.city.kawasaki.jp/25/25tiiki/home/iinkai/pdf/teigen.pdf>
- ・ 川崎市市民活動推進委員会「市民活動センターの開設に向けて」
<http://www.city.kawasaki.jp/25/25tiiki/home/teigen02/teigennsyo.pdf>

イギリスの現状

- ・ NPOWeb 大学 黒田かをり「イギリスの非営利セクター入門」
http://www.npoweb.jp/daigaku/kouza_list.php3?kouza_id=6
- ・ 塚本一郎「非営利組織研究と協働組合研究との関連に関する一考察」
日本生協連 HP
<http://www.co-op.or.jp/ccij/Books/200212tsukamoto.pdf>
- ・ 内閣府 NPO 税制支援の改正
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/npo/zeisei/030401tax.html>

- ・竹下 譲「イギリス政府機構の変貌
— 政府による統治 (Government) から新たな主体による協治 (Governance) へ」
http://www.jcca.or.jp/kyokai/inst_lab/vol_01/5Takeshita.pdf
- ・岡部一明「ヨーロッパの自治体制度」(『東邦学誌』第31巻第2号、2002年12月)
<http://www.nagoya-toho.ac.jp/staff/okabe/ronbun/eurojichi.html>

DTI

- ・DTIの社会的企業ユニット
<http://www.dti.gov.uk/socialenterprise/index.htm>
- ・DTIのCICチーム
<http://www.dti.gov.uk/cics/>
- ・DTIの法案
http://www.dti.gov.uk/cld/companies_audit_etc_bill/
- ・Private Aciton, Public Benefit
<http://www.number10.gov.uk/su/voluntary/report/pdf.htm>

ソーシャルファーム全般とソーシャルファームズ UK

- ・津軽保健生活協同組合 藤代健生病院
<http://www.infoamori.ne.jp/fujisiro/fujiari1.htm>
- ・ソーシャルファームズ UK
<http://www.socialfirms.co.uk/index.html>
- ・ソーシャルファームズ・スコットランド
<http://www.socialfirms.org.uk/about.htm>
- ・Surrey Oakland NHS Trust
<http://www.surreyoaklands.nhs.uk/>
- ・European Social Fund
http://europa.eu.int/comm/employment_social/esf2000/index-en.htm
- ・the Department of Work and Pension
<http://www.dwp.gov.uk/>

Newco

- ・ニューアム自治区
<http://www.newham.gov.uk/portal/homepage.jsp?g11n.enc=UTF-8>
- ・ニューアムの歴史
<http://apps.newham.gov.uk/aboutus/historynewham.htm>
- ・Newco

<http://www.newcodirect.com/>

- ・ Newco 民営化に関する報告書

<http://apps.newham.gov.uk/eminutes/New/Cabinet/240703/Reports/EP286.doc>

DB Cambridge

- ・ DB

<http://www.dailybread.co.uk/>

- ・ ケンブリッジについて

<http://homepage.mac.com/keikomasuda/camguide/intro.htm>

ブロムリー・パイ・ボウ・センター

- ・ タワー・ハムレッツ自治区

<http://www.towerhamlets.gov.uk/data/discover/index.cfm>

- ・ ブロムリー・パイ・ボウ・センター

<http://www.bbhc.org.uk/>

CBS Network

- ・ CBS Network

<http://www.cbs-network.org.uk/>

- ・ Social Audit Network

http://www.cbs-network.org.uk/SAN_Home.html

- ・ New Economics Foundation

http://www.neweconomics.org/gen/newways_socialaudit.aspx

- ・ The Institute of Social and Ethical AccountAbility

<http://www.accountability.org.uk/uploadstore/cms/docs/SocialAndEthical.pdf>

- ・ コミュニティ・ビジネス開発に関する国際比較分析

<http://econ.kobeuc.ac.jp/kkana/Cb200102.pdf>

報告書名 地域コミュニティの行方を探る
～コミュニティビジネスによる
地域自立型の経済再生にむけて～

平成15年度 特別研究Aチーム報告書

発行日 平成16年3月31日発行

発行 川崎市総合企画局政策部
〒210-8577
電話 (044) 200-3708
FAX (044) 200-3800



川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1

電話 (044) 200-3708 定価 500円